

鹿児島県議会議員との意見交換会

平成29年8月24日

鹿児島県知的障害者福祉協会

1. 障害児入所施設からの移行支援システムの構築に関する検討会を設置してください。

平成22年の児童福祉法改正（平成24年施行）により、原則として18歳以上の障害者は障害者施策で対応することとなり、特例により障害児入所施設に入所している18歳以上の障害者の入所経過措置期間も平成33年3月31日までとなった。

この措置により、障害児入所施設の入所児童の18歳（最大延長20歳まで）以降の障害者施策への移行支援が極めて重要となり、平成29年3月8日の障害保健福祉関係主管課長会議においても、「特に、障害児入所支援については、都道府県と市町村は連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、今後、毎年度、継続して移行支援が図られるよう、指定障害児入所等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。」と明記された。

鹿児島県においても、障害児入所施設から退所する児童の円滑な移行を図るための移行支援システムを構築するために、県障害福祉課・児童相談所・市町村担当課・障害児入所施設関係者等で構成される検討会を設置してください。

2. 施設入所者・グループホーム入居者共に重度高齢化が進み、現実として地域移行が困難な対象者が多い。住み慣れた既存施設で安心して終身生活できる環境整備、改築並びに「地域生活支援拠点」の一つとして既存施設を利用した整備にご理解とご協力をいただきたいです。

3. 小・中学校の学校教育の総合学習の一環として、障害福祉サービス事業所の見学、体験、交流などを実施する事で、いじめ、差別などの予防、また、将来の福祉人材確保にもものつながるのではないかと。高齢者や障害のある方々の理解を深める事で、地域福祉の充実も図られると思います。

4. 発達障害児の養護学校受け入れと中学校・高校の支援体制構築について

発達障害について早期の気づき、早期療育がずいぶん進んできました。しかし幼少時から全く支援を受けず、思春期以降、二次障害の症状が出るなど深刻な事例が見られ、中学校は不登校、高校は中退の例が多く見られます。来年度から高校の通級が開始されるとの事ですが、ぜひ力量のある教師の配置をお願いしたい。同時に高校のインクルーシブ教育を進めていただきたい。また、療育手帳がなくても特別支援学校や養護学校への高等部進学への配慮をお願いしたい。

5. 離島での集団指導にテレビ会議システムの導入を

一昨年より、集団指導については県庁より大島支庁に出向いてきていただいております。参加者も多くなり離島の事業者は大変喜んでおります。ただ各離島からは相変わらず一泊して参加する状況です。各離島にテレビ会議システムの拠点がありますので、県庁の講堂などにテレビ会議の設備があったら、離島にとって大変助かると思います。